



パソコンやスマートフォンからも申告できます。

申告をしなかったら  
税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料や福祉・医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなったりします。期限内に必ず申告してください。

※医療費控除で使用する領収書は事前に「人ごと」、「病院・薬局ごと」にまとめ、計算してきてください。  
※還付申告をする方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをお持ちください。

・個人番号カード(※個人番号カードをお持ちでない場合は「個人番号が記載されているもの」と顔写真付きの「本人確認書類」)  
※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

### 事業等による所得のある方の申告相談は

平成26年1月以降、事業所得・農業所得・不動産所得等を生ずべき業務を行っている全ての方(事業規模の大小にかかわらず)に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。

日ごろから記帳し続けることで、確定申告書の作成も容易になります。収支内訳書の作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書控えもお持ちください。

### 消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(木)まで

令和3年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

● 令和元年分の課税売上高が1千万円を超える事業者

● 令和元年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、令和2年12月末までに消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者

● 前項に該当しない場合で、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者  
※消費税・地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額と課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

## 東金青色申告会からのお知らせ

東金青色申告会では、記帳・決算・申告までを丁寧に指導、支援しています。減価償却の計算でお困りの方もぜひご相談ください。

### ◎決算・確定申告相談会 ～青色申告の方は、ぜひ青色会館へ～

青色申告の方を対象に、所得税確定申告書の相談と預かりを受け付けます。

相談は完全予約制ですので、事前に申込をお願いします。

と き 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時30分～正午、午後1時～4時

※期間中の日曜日、祝休日を除く

ところ 東金青色会館(東金市南上宿2-8-16)

対象者 すべての個人事業者(営業、農業、不動産等)

その他 消費税の申告相談も受け付けます

☎一般社団法人 東金青色申告会 ☎0475-52-1284

### 青色申告とは

一定の帳簿を備えて毎日の取引を正しく記帳し、その記帳に基づいて所得と税額をご自身で計算・申告し、納税する制度です。

節税効果の大きな特典が認められており、納税者にとって有利な制度です。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために

自宅で はじめてみませんか?

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページから

### STEP1

「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



### STEP2 申告書を作成

パソコン、スマートフォンなどから金額などを入力するだけ!



### STEP3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

※ICカードリーダーまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方が対象です。

ID・パスワードで送信

※税務署でID・パスワードを取得した方が対象です。